

建設環境委員会

令和4年6月17日（金）

午前9時00分～午前11時43分

議会第4会議室

【出席委員】永渕史孝委員長、久米勝也副委員長、山田誠一郎委員、平原嘉徳委員、山口弘展委員、川原田裕明委員、嘉村弘和委員、西岡義広委員

【欠席委員】野中宣明委員

【委員外議員】福井章司議員

【執行部出席者】

- ・建設部 姉川建設部長
- ・上下水道局 田中上下水道局長  
ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○永渕委員長

ただいまから建設環境委員会を開催いたします。

なお、野中宣明委員から欠席されるとの連絡が入っておりますので、御報告いたします。

本委員会の審査日程については、お手元のタブレット端末に掲載の審査日程案のとおり進めたいと思います。また、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。

なお、現地視察は、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願いします。

次に、6月14日受理の、歴史的景観を守るために高度地区の拡大の検討を求める請願書の審査に移ります。

なお、会議規則には、「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」との規定があります。この規定に基づき、本委員会として紹介議員からの説明を求めるか否かについて、委員の皆様の御意見を伺います。皆さんいかがされますでしょうか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。それでは、紹介議員の説明を求めることと決定いたします。

また、審査の参考とするため、執行部の関係部署に出席を求めることもできますが、こちらに関しましてはいかがでしょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

それでは、執行部の出席を求めることに決定します。

なお、請願書に関しましては、01——タブレットのお話でございます。01、定例会、R0406の、開いていただいて、08、請願というところにあります。御参考にされてください。

それでは、改めまして、当委員会に付託された請願を審査します。

まず、こちらの請願書の紹介議員である福井議員に説明を求めます。

◎歴史的景観を守るために高度地区の拡大の検討を求める請願書 説明

○永渕委員長

先ほどもお話がありました、参考資料として、こちらのほうで大変恐縮なんですけど、高度地区等、また、地図等が分かりづらいということで資料を冒頭に置かせていただきました。説明不足でございました。こちらも参考にされてください。

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○川原田委員

そもそも、この請願書なんですけれども、非常に分かりづらい部分があるということ、要するに、マンション建設をやるなど、反対なんだということなのかですね。ここに書いてありますように、高度規制を踏まえた都市計画法に基づく、この辺をですね、早急な検討をお願いしたいという請願なのか、その辺がちょっとはつきりしづらいなという部分がありますので、まずその辺を少し説明していただかないと、ただ単に反対だから請願しますということであれば、非常に今後の私たちの議会の活動の中でも、じゃ、何でも気に入らなければ請願書、請願書という請願書合戦になってしまうというような危惧を感じるわけですね。

ただ、今回この請願が出たときに、私自身は非常にこの請願書というものの重みがある中で、そぐうのかな、そぐわないのかなとずっと考えていました。ただ、やはり近隣住民の皆さんのおっしゃる御意見というのは十分理解がいくわけですから、例えば、日照権の問題とかですね、また、ああいう狭いところで業者の車が行き来するいろんな問題があるということで、ここにマンション、いわゆる住民と十分に話し合うまでは本体工事を始めないことを求めるということであれば、私はある程度理解はいきます。ただ、これはここにマンションを造ったら駄目なんだと、これは法律に基づいて、きちっと筋を通して業者はやっているのではないかと思いますので、その辺を少し説明していただけますか。

○福井議員

今の川原田委員の御質問でございますが、結果から申し上げますと、直接的には、このマンション建設を阻止するという目的のものではありません。あくまでこの請願は、採択されることによって、将来に向けてのまちづくり、特に中の橋小路と限定いたしておりますけれども、ここに規制をかけていただきたいということの目的でございますので、そういう対応であることを御了解いただきたいと思っております。

マンションを住民との説明がなされない間は着工しないという、こういうことで署名が

出ておりますけれども、これはあくまでその署名の数と別の位置づけということで私は認識して、請願はまた請願としての位置づけであるということをお伝えいたしておきたいと思っております。そういう認識でおります。

○川原田委員

今、福井議員の説明によりますと、要するに、マンション建設反対の請願ではないんだと受け止めてよろしいですね。

○福井議員

はい、マンション反対を直接的に指摘するものではありません。

○川原田委員

であれば、ある程度納得はいくわけですよ。というのは、そこに計画している業者の方も、やはり法を守ってやっているのではないかなど、法を破ってまでもやらないのではないかなという予測が立ったものですから、非常にその辺が気になったものですからお聞きしたわけですが、ここに書いてありますとおり、住民と十分に話し合うまでは本体工事をせんでくださいということだと受け止めてよろしいわけですね。

○福井議員

はい。署名の分はそういうことでございます。

○永渕委員長

ほかに御質疑ありませんでしょうか。

○山田委員

住民の方は、もし本体工事が始まった場合とか、そのときはやはり工事車両とか交通関係とか、そういう危険な部分も考慮してのことだと思いますが、要は、そういうことも含めて、工事に関することいろいろ業者とも話し合っていくように願われているということでしょうか。

○福井議員

この請願の直接のというよりは、その関連の御質問というふうに受け止めさせていただきます。

現在は、反対する住民側と建設主との間での話合いというものはまだきちんと、いわゆるフェース・ツー・フェースできちんとした形でまだ行われていないと。文書のやり取りはありますが、住民サイドとしてじかに、直接お話をいたしたいということでもありますけど、それは現実にできておりません。その事実関係を踏まえて、直接的なもろもろ、やはり要望もしたいのにそこがまたなされていないということもありますので、そういった意味では、今、山田委員おっしゃったようなことで、直接的な対話にはなっていないというのが実は現状でございます。

○山田委員

私は先ほど川原田委員が言われたとおり、この建設に対して反対じゃないんだというこ

となんです。今後のことも含めてということなので、これはやはり住民の皆さんと事業主が話し合う場をきちっとつくって進めていくべきだと私も思います。例えば、行政がこういう仲介役に立って、事業主と住民の皆さんとの間に入って、事業主に、例えば建築指導課がこういうことをやりなさいというような行政指導ができるのかどうか、これをちょっと。

(「執行部に聞かな」と呼ぶ者あり)

だから、執行部にそれができるのかどうか、今、執行部いらっしゃいますか。

○永渕委員長

まずは紹介議員さんとの。

○山田委員

その後あるということですね。はい、分かりました。

○永渕委員長

この紹介議員に対しての御質疑ほかにありますでしょうか。

○川原田委員

頂いた資料に時系列が書いてあります。ここに、いわゆる「住民と十分に話し合うまでは、本体工事を始めないことを求める」とありますけれども、頂いた資料によりますと、4月9日に、業者による近隣説明会を開催されているということが記載されておりますけど、この説明会の中では何ら、全く納得いかないというふうに受け止めてよろしいわけですか。

○福井議員

この4月9日の近隣説明会が、北水会館というところで、午後2時と7時と2回行われました。それぞれ約20名ずつの住民の皆さん方と、業者は設計士の方がお見えになってのやり取りでございました。その質問に対する対応も、検討します、あるいはまた、そういう認識は実はありませんでしたとかということのやり取りが多かったものですから、特に午後7時からの分については、これでは皆さん納得できませんから、改めて5項目について、きちんとした説明を求めるということでテーマを出して、そこで業者側には対応いたしております。私も同席いたしました。業者もメモを取らないで、録音もされない状況での話し合いだったというのは、大丈夫なのかなという心配はいたしておりました。近隣説明会はそういうふうなことでございます。

○川原田委員

端的に福井議員言われるように、ほとんど説明になっていないというふうな受け止めてよろしいわけですね。ですから、もっと住民と十分に話し合いをなさйтеということですね。

○福井議員

十分な説明、できればフェース・ツー・フェースできちんと対応していただきたいと、こういうことでございます。

○山口委員

関連なんです、先ほど5項目の質問状を提出したということなんです、この4月9日は、住民確認事項について文書要求されたということなんです、回答はもう出てきたんですかね。

○福井議員

一応回答は出ました。ただ、中身的に言うと、質問の意思が十分反映されていない回答であったというふうに理解いたします。

○山口委員

それでは、別の項目なんです、請願書の文書の中身についてなんです、先ほど川原田委員の質疑の中で、今回の趣旨は確認できました。その中で、下から3行目のところに「こうした住民意思に答えるためにも、中の橋小路を」という、地区限定で明確に言葉が入っているわけなんです、ちょっと現地のことがよく分からないものですから、この中の橋小路という範囲がどの辺なのか、大体で結構なんです、この地図で分かりますかね。

○福井議員

実は、望むべくは現地を見ていただくと一番いいんですが、歴史的に言うと、片田江七小路と言われる小路がありまして、北から2番目の小路は椎小路で、これは国道になっています。その南が花房小路、その次が中の橋小路になっております。その南は枳小路、出口のところにマウンテンというお菓子屋さんがありますが、そのもう一本南が会所小路で、大隈記念館のある小路でございますので、北側からいうと2本目ですけれども、ほぼ真ん中の地域だということでございます。ちょうど真正面に、今回建設予定地の真ん前が諸隈病院です。そういうエリアになっておりますので……

(発言する者あり)

諸隈病院の真ん前ということでございます。ちょっと御理解というか……

○山口委員

何でお聞きしたかという、あくまでこの請願書の中身で判断すると、その範囲だけなのか、それとも、これは都市計画が絡むことですから、その地区だけということではなくて、もう少し広い範囲での検討とかもされなかったのか。この請願を出されるに当たってですね。その辺りはいかがでしょうか。

○福井議員

おっしゃる部分は議論いたしました。やはり片田江七小路ならば、七小路周辺全てではどうなのかというふうなことでございましたが、あまりにもその期間が短いこともありまして、住民意思を確認するという点においては、なかなかそこまで時間が足りないということもありまして、今回先行的というわけじゃないですけれども、この中の橋小路の住民の皆さん方のみを対象として出さざるを得ないという、こういうふうなことでございましたので、今回のこういう文言になっているところでございます。今、山口委員おっしゃるような思いはありますけれども、それをやるにはやはり少し時間をかけないといけない

というふう思ったものですから、そういうふうな判断になっております。

○山口委員

分かりました。ただ、その地区限定でという、先行的にという言葉もあったんですけども、やはりこれは都市計画の一部変更になるものですから、恐らく、この後執行部を呼んで、その辺り確認したいんですけども、1か月、2か月でできるような話ではないんですね。ですから、これが年単位でかかるということにはなろうかと思えます。そうした中で、今挙がっているマンション自体は、事業主が果たしてそこまで待ってくれるのかどうかというのもあるわけですね。ですから、そういった場合、実際この検討をする期間と、それと、そのマンション建設の始まるタイミングというのはどのようにお考えになっているか、ちょっと難しいかもしれませんが、分かりますか。

○福井議員

冒頭に川原田委員のほうから、この請願はマンション反対なのか、あるいはこの地区の規制のことがメインなのかということに関しては、私どもとしてはマンション反対ということをお話し申し上げましたように、確かに今、山口委員おっしゃるように、私どももちょっと建築現場の市の担当者等とお話すると、これは今おっしゃったみたいに1週間、2週間で決まるものではありませんよと。やはり年単位でかかってくることなのだから、このことが即、すなわちマンション建設反対に実効性があるかどうかは別問題ですと、それは私どもも、地元の役員とお話をしております。その上で、やはりマンション反対というものはまた違うステージの話で、住民運動として進めてきておりますので、例えば、同時的にいわゆる調整、調停みたいな話も出てきますので、そっちはそっちで他の運動が進んでいくだろうと私は類推しております。請願は請願として、きちんと議会のほうで対応していただくとありがたいと、こういう認識をいたしております。

(「了解しました」と呼ぶ者あり)

○永渕委員長

ほかに福井議員に対しての御質疑はないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑はないようでございますので、福井議員は退室いただいて結構でございます。お疲れ様でございます。

○福井議員

よろしく願います。

◎福井議員退席

○永渕委員長

それでは、次に、執行部への御質疑をお受けしたいと思います。執行部のほうの御入場をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、執行部の方お願いいたします。

◎執行部入室

○永渕委員長

資料配付があるのですね。部長、そしたら確認しますが、資料があるようですけど、冒頭、何か御説明した後に御質疑という形でよろしいんですか。そういう形ですか。それとも、すぐ御質疑ですか。

○姉川建設部長

まず、今議論になっております高度地区がどういったものであるかということ、まず資料をもって説明させていただきたいと考えているところでございます。

○永渕委員長

先ほど執行部より資料をもって説明させていただいた後、御質疑ということですが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ということで資料配付をお願いいたします。

◎追加資料配付

○永渕委員長

お手元に資料が回りましたでしょうか。

それでは、執行部より質疑前の説明を受けたいと思います。

◎追加資料説明

○永渕委員長

それでは、出席していただいている執行部に対しての質疑を求めます。委員の方、どなたか御質疑ありますでしょうか。

○山田委員

これは執行部にお尋ねなんです、住民の方はやはり工事中の事故とか、そういうことでやはり住民の方が求められている事業主に対するですね、例えば、行政がこういう行政指導できるのかどうか、これについてちょっと教えてください。

○柿原建築指導課長

現在、佐賀市が行っていることなんですけれど、佐賀市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例というのがございまして、今、その手続を建築主側のほうが行っているということになります。先ほど福井議員もおっしゃったように、4月1日に標識設置といいまして、中高層の条例に基づいて看板を現場に立てたと、その後、看板設置報告書というのが私どものほうに上がってきております。手続に基づいて説明会を行って、その結果というのは私どものほうにも来ております。

ただ、そのやり取りの中で、やはり内容について、先ほど言われたように回答が不十分

だというふうに、何ですかね、相手方といいますか、建築主側じゃなくて、住民方が感じられているようで、調整の申立てというのが、今、申入れ書というのが来ております。佐賀市のほうで調整を行ってくださいという申入れがあります。6月22日にそれを行うことにしております。相手方、住民方、建築主方から話を聞いて、先ほどの工事の内容とか、近隣とどういうふうに、音とかをしないようにできるのかという話をすり合わせる予定としております。

○山田委員

とにかくこれは皆さんも建設自体が反対じゃないということなので、例えばもし建ったときは、やっぱりここに人も住むわけですから、当然、その水ヶ江地区の住民になるわけですから、きちっとコミュニケーションも取って、旧住民の方と新住民の方もうまくやらなきゃいけないと思うんですね。だから、こういう点ではやはり、今日、請願を出している皆さんが納得するような行政指導というか、中に入ってしっかりやっていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○柿原建築指導課長

住民と建築主との話合いの中で十分な議論をすることということが要望としてあつていきますので、私どものほうとしてもその間を持って、署名書が出されましたという話が出たときに、こちらのほうからも建築主のほうに話合いを十分にしてくださいねという話は、指導と言うとちょっと言い過ぎになりますけど、お願いはしております。建築主のほうも当然分かっておりますということで返事はされております。

○山口委員

別に傍聴者のことをどうこう言うわけじゃありませんが、これだけ傍聴にお見えになっている中で、執行部としてやれることとやれないことははっきりと話してもらわないと、今、山田委員のほうからは、行政指導なんていう言葉が出ましたけれども、実質はそんなことできないですね。いや、やれるのであれば、本当に仲介役となってやってもらわなければいけないんですけれども、できることとできないことがあろうかと思っておりますので、そこは明確にされておいたほうがいいと思っておりますけどね。今の課長の答弁、ちょっと私は気になるんですけど、いかがですか。

○姉川建設部長

今回の問題の中で一番私たちが重要視したのは、やっぱり地域住民の方としっかり話合いをしていただくということが一番大事だろうと思っているところでございます。私どもも今の建築基準法の中で、その用途地域の中でそういった計画をされた場合に、法的に止めということは基本的にはできないと思っております。ただ、先ほどの条例の中で、調整であったり調停であったり、そういった中で、それまでは着工しないように求めることはできますので、そういった対応をまずはさせていただきたいと考えているところでございます。



先ほど言われました、ここにもマンションが建設された場合、やっぱり住民になられるというところが大きなところで、地域の住民の方たちと十分なお話をさせていただきながら、そういったことも建築主のほうには私どもからお願いしながら対応していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○山口委員

ちなみになんですけれども、今、建築確認申請は、佐賀市の窓口だけではなくて、民間の機関にも提出許可を得ることができると思うんですが、この案件自体というのは、建築確認の今の進捗状況というのはどういう状況ですか。

○建築指導課職員

まだ分からないというのが答えです。確認申請が出されているかどうか。確認申請が出され、確認処分、中身が法的に問題ないというふうになった場合は、民間のほうに出されている場合ですね。民間のほうに出された場合は、問題ないという審査結果だったという報告が上がってきます。その報告はあっておりません。ただ、今、進捗状況としては、それ以外のことは分からないという状況です。

○柿原建築指導課長

補足ですけれども、民間確認機関になって、向こうのほうで審査されてオーケーだよと話があった後に私どものほうに来るまでにタイムラグが生じますので、そういう意味ではどのような状況になっているのか分からないという答えになってしまうと……

○永渕委員長

タイムラグということですね。

○柿原建築指導課長

はい。その日のうちに来るわけではありませんので。

○永渕委員長

ほかに。

○西岡義広委員

ちょっと関連なんですけど、ちょうど紛争の予防と調整に関する条例という、実は手元に持っているんですが、そこの第5条には建築主等の責務という欄があるんです。その中に、周辺の居住環境に十分に配慮しなくてはならないと、こういうマンションができたとき。その条例に基づいて、今、紹介議員のほうから説明いただいたんですが、十分な地元説明がまず行われていないというふうに私は考えるんですが、その辺を納得いただけるような形、そして、2回目の説明会を開く必要があると思うんですが、その条例に基づいて、どう考えるのか、その辺を。

○姉川建設部長

ですから、この条例に基づいて調整に入るということで、双方の御意見をお伺いしながら調整という段階を踏むということ、今のところ考えているところでございます。

○西岡義広委員

それに基づいて、建築主の側のほうにも地元説明会も開いていただけるように、そういうことは言えるんですか。条例に基づいて。

○柿原建築指導課長

条例に基づいてではありませんけど、そういうふうなお願いをすることは可能です。

○西岡義広委員

それと今、調停という話が出たんですが、調停委員会というものがつくることができるようになっておるんですが、その辺の考え方。どうでしょうか、部長。

○姉川建設部長

あくまでも今度の調整の結果を見て、調停の申出があった場合に、私どもが設置して調停の場をつくるというようなことでございます。

○西岡義広委員

調停委員は5名以内とかなんとかになっておるようですが、その辺は、過去にそういうのがあったのか、そして、5名以内はどういう、行政も当然入ってくると思うんですが、どういう形になるのか教えてください。

○建築指導課職員

調停委員会というのは2年ごとの任命という形で、常時、常設としていらっしゃいます。過去この調停の案件というのは、数件実績はございます。そのメンバーにつきましては、法律、建築、行政の分野、あとは一般といいますか、市民の枠という形で5名の方を任命させていただいております。引き受けていただいております。以上です。

○山口委員

すみません、度々。今度は請願の中身のことについてですが、先ほど私も紹介議員のほうにも御質問させていただいたんですけども、中の橋小路を規制区域拡大地区としての早急な検討をという文言になっておりまして、もしこの案件が採択されたとすれば、執行部側としてその準備、それから、当然、佐賀市内だけじゃなくて、指定権者は都道府県知事になろうかと思しますので、県との協議等を踏まえて、実際準備作業が始まってから、その規制をかける、つまり、その高度規制地区とすると決めるというまでの期間というのは、大体で結構ですけれども、どれぐらいの時間はかかるというふうに思っていますでしょうか。

○堤建設部副部長兼都市政策課長

厳密にどの程度というのまではお答えできないんですけども、過去の事例で——あと今回、ある一本の工事を対象にされています。本当にこれでいいのかとか、周りの方の同意の状況とか、あと、いろんな施策との兼ね合いの中で、どこまでしないといけないのかというのが出てくるかと思っておりますけれども、最低でも1年以上はかかると思っています。

○川原田委員

今の質問に関連しますが、もしそれを実行に移すということになると、要するに建築主ですね、業者の方から、佐賀市がじゃめくったやっかというふうな形に取られる可能性があるんじゃないかなという気がするんですけども、その辺についていかがですか。このマンション業者と佐賀市と、今度対峙していくということにならないですかね。

○堤建設部副部長兼都市政策課長

あくまで都市計画の手續の中では、マンション業者とお話をする段階にはないと。あくまでマンション業者は今の建築の紛争の中で話を進められていきますので、あと都市計画の手續上可能かどうかという精査を今後していく必要があるかと思っております。直接的にはかぶらないというふうに思っております

○山口委員

そしたら、高度規制のことについてお伺いしたいんですけども、例えば、今回出していただいたこの資料等を見ると、大体10メートルとか15メートルとかという高さ指定が一部でかかっているんですけども、現状は、例えば、今検討されている土地のすぐ北側には8階建てのマンションが建っていますよね。8階、1階3メートルとしても、二十四、五メートルぐらいの建物かなと思うんですけども、もしここでそういう高さ規制をしたとなれば、既存不適格の物件が周りにいっぱい出てくるわけですよね。そういった場合の調整というのはどのような形になるのでしょうか。

○堤建設部副部長兼都市政策課長

まずはこのエリアだけではなくて、先ほど申し上げましたけれども、全体的な計画の中で、どのエリアを高度地区として指定していくのかという問題がまずあります。その中で現存する建物の調査を進めていきますので、それはあくまで既存不適格という形として取扱いをしていく、違反じゃないということですね。ただ、そういう今建っている建物をきちっと精査した上で、高さの規制とかは考えていく必要があるかと思っております。

○永渕委員長

ほかに執行部に対して御質疑ある方いらっしゃいますか、委員の方で。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑もないようでございますので、執行部は退室していただいて結構でございます。執行部の皆さんありがとうございました。

◎執行部退室

○永渕委員長

多くの議論がされておるんですけども、ここで当委員会に付託された請願について委員間協議を行い、また議論を深めていきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

それでは、委員間協議の前に5分ほど休憩を取りたいと思います。

◎午前9時45分～午前9時51分 休憩

○永渕委員長

それでは、委員間協議を始めたいと思います。

ここで、当委員会に付託された請願について委員間協議を行い、議論を深めたいと思いますが、いかがでしょうか。まず、挙手を求めますが、どなたかありますでしょうか。

○川原田委員

いろんな形で話を聞いていますと、住民の方たちのお気持ちは十分理解がいきます。理解はいきますけれども、請願となると、これが請願としてそぐうのかなというふうな気もいたします。

私、過去2年間の中でいろんな請願を受けまして、紹介議員と話をして、これは請願じゃなくて陳情とか、そういう形であとは持っていかないと、請願として議会として受け付けるのは非常に難しいよということで受け付けなかったという、確かにそういう事例もごさいます。そういう点で何らかの対応策を模索していかないと、すぐに、はい、分かりました、請願として受け付けましょうという形で持っていけるのかなという、ちょっと気になるところがあるんですね。

ただ、先ほど言いましたように、あの地区は私も所用でしょっちゅう行っていますし、あそこに15階建てのマンションが建つと、景観がごろっと変わるよねというふうな感じもしますし、おっしゃっている意味、住民の皆さんの声というのをですね、これはもう本当に十分理解がいきます。

ただ、ほかに何かやれることがないのかなというのをずっと考えております。というのは、マンション業者にしても、恐らく法を犯してまでやってはいないだろう、ただ、住民の皆さんとしては、こんなところに15階建てのマンションが建ったら、はっきり申し上げて迷惑だというふうに思われて、そういうふうな動きをなされているのではないのかなというふうに思うわけですね。

そういう点から考えてみますと、もうちょっとこれは慎重に取り扱っていかないと、ただ単に、私が冒頭申し上げましたように、住民の方から請願が出ました、はい、分かりましたというふうな形で簡単に受けるということが、私はいかかなものかなというふうに思っております。

ただ、何度も繰り返しますけれども、ここにマンションが建つということを私も非常に危惧しております。というのは、なかなか閑静な住宅街であって、まして、今回のこの請願の中身をいろんな方から聞いてみますと、ここにはふさわしくないということで、私もそのふさわしくないというのは十分理解がいきますし、また、話が分からんわけでもないんですけども、ただ、これが議会に対しての請願となると非常に問題があるのではないかな。これはもう私の端的な個人的見解でございましてけれども、今までそういうふうな形の中で進めてきたという実績がありますし、これは請願としてそぐわないよということで

お断り、これは取り下げたほうがいいんじゃないですかという話もしてきた経過の中で、今回上がった時点で、私はこれはちょっと請願としてはどうなのかな。請願の重みというのがありますからね。だから、ほかに何かいい方法があれば、議会としても、個人としてもお支えしていくことはやぶさかではありませんけれども、非常にこの請願というのに私は当初からひっかかってはおりました。

○永渕委員長

川原田委員より、やり方に対しての御意見ということでございました。ほかに委員の皆さん、委員間協議でございます。どなたか御意見ございますでしょうか。

○平原委員

今、川原田議員のほうから、請願にそぐうのかという、そういう御発言になりましたけれども、以前、私は合併の前には大和町の議員をしておりまして、結構こういった——こういったといいますか、請願書の提出とかは結構あっていたんですよ。合併して現在に至るんですけど、この間、請願書という形で出たのは、僕としては初めてかなと思うんですけども、それがそぐう、そぐわないというのは個人的な考えがあるけれども、もう既に議長のほうでこれは受理されているという現実があるので、これを請願書としてどう捉えるか、どう判断するかというのが我々の責務といいますか、そういうことかなというふうに思います。

それと、合併して大和の中で葬儀場の計画がありまして、地元から、私、地元でしたので中に入ってくれということで、業者のほうにも——よく似たケースなんですよ、地元説明をしないままに進めてきたと。その点については勇み足じゃないかということで、執行部にも掛け合いながら、先ほど言われたような調整役としてされました。結果として、周辺住民の環境に配慮するとか、そういう、出棺の前にクラクションが鳴らせないとかと、そういう住民との話合いの中で合意して決められたときに、そこで住民側と協定書を結ばれたんですね。

だから、そういったことも今後としては考えられることではないかなというふうに思いますし、私の場合は結果的に葬儀場ができました。それは法的に抑えられない。どうしても住民感情としては、中に入った私としては阻止したいと。それはもう当初の目的でありましたけれども、結果的に法的にいった場合はかないませんでした。そういったこともありました。

それと、この請願書に署名された方は、もうこんなところに建設しないでよというのが、書面上4,000人以上もの署名がされているからですね、それは議会としてもしっかり受け止めをしなければならぬと思いますけれども、法的に照らし合わせてどうなのかということと、あと一つは、現在この部分でも、15階建てのマンションの件に際してですね、今後、この地域にまた建てられたら困るよと、今のうちに何らかの形をつけておかないと、本当にこの地域は高層マンション——高層マンションといえば高層マンションですね、15

階の。軒並み建ってしまうんじゃないかという思いの中で、今回どうしてもということでの請願に踏み切られたんじゃないかなというふうに私自身は思いますので、その辺は各委員の1人1人が考えるべきではないかなというふうに思います。

○嘉村委員

今言われたことと同じような内容でありますけれども、まず、紹介議員のほうから、直接的に反対するのではないというのがありまして、そして、将来に向けてのまちづくりのために規制をかけていただきたいということなんですよね。これは現在、建てようとしている建物については、今、川原田委員おっしゃるように、何ら法的には問題がない。だから、それとは全く切り離して、今後の問題として、今言われたように、今後もあるそこに15階建ての建物が林立したら本当に困ると、景観も損なうとか、歴史文化も本当に損なってしまうということを危惧されておるわけですから、そういう意味では、都市計画法の見直し、いわゆる高度規制をかけるとしても、今の話ですると1年以上もかかるということですので、それはそれとして、この思いがあらわれるわけですね。この地区に対するですね。それは我々としては、やはりしっかりと受け止める必要もあるだろうというふうに思っております。

○永渕委員長

ほかに、委員間協議でございます。委員間の中で御意見等ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに御意見はないということでございますので、本日の請願の審査を終了したいと思います。

なお、この後なんですけど、調整のための休憩ということで、再度休憩を取りたいと思っております。今が10時になったところなので、10時15分からもう一回再開したいと思っております。

ということで、ここまでの請願の審査を終了したいと思います。お疲れさまでございます。15分から再開いたします。

◎午前10時01分～午前10時14分 休憩

○永渕委員長

それでは、委員の皆さんおそろいですので、審査を始めていきたいと思っておりますが、その前に、先ほどの請願の件でございますが、月曜日ですが、まずは委員間協議を行った後に採決を行うという流れでいきたいと思っております。こちらをお伝えしておきたいと思っております。

それでは、上下水道局の方おいでですので、始めていきたいと思っております。

まず、4月の人事異動に伴う新任支所長の自己紹介をお願いしたいと思っております。それでは、お願いいたします。

◎職員紹介

○永渕委員長

続きまして、4月の人事異動に伴う課長級以上の職員の紹介をお願いいたします。

なお、新任の方及び役職等の変更があった方のみ紹介していただければ結構でございます。それでは、お願いいたします。

◎職員紹介

○永渕委員長

それでは、付託議案の審査等に関係のない職員は退室されて結構でございます。

◎関係職員以外退席

○永渕委員長

それでは、これより議案審査を再開いたします。

審査に先立ち、ペーパーレス化の施行に伴い注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

まず執行部におかれましては、議案について説明を始めるときや説明途中で資料が変わる際は、委員のタブレットの準備ができているのかの確認や説明のスピードなどに配慮をお願いしたいと思います。また、説明する際は、これまで同様、資料番号及び資料のページ番号を示してください。

委員の皆様にお知らせします。本日の審査で使用する資料は、S i d e B o o k s の01、定例会、令和4年6月のフォルダ内にあります。その中にある02、議案・提案理由説明の各ファイルです。こちらを利用いたします。資料の場所が分からなかったりする場合は遠慮なく申し出てください。

それでは、第6号から第8号報告について、執行部から一括して説明をお願いします。

◎第6号報告 令和3年度佐賀市水道事業会計予算繰越計算書の報告について 説明

◎第7号報告 令和3年度佐賀市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について 説明

◎第8号報告 令和3年度佐賀市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山口委員

下水道での繰越しの説明は特別なかったんですが、水道のほうで、新型コロナウイルス感染症の影響により、必要な管材の納期が遅れたというふうな説明があったんですが、現在でも、その資材、管材等がなかなか手に入りにくいということをよく業者のほうからもお聞きします。今現在から今後に向けて、実際その辺りがどうなのか、それともう一つは、資材そのものがまだまだ高騰しているということなんです、その辺りも今後どのように見越していらっしゃるのか、これは念のためにお伺いしたいと思うんですが。

○中島水道工務課長

委員のおっしゃるとおり、材料の納入の遅れ、それと、材料の高騰等は今現在あってお

ります。私どももつかんでおりますが、メーカーのほうに確認しても、実際どこまで上がるのかというのもまだ分かっていないということは伺っております。その辺も、我々も注視しながら、状況に応じてその辺の対応をしていきたいと考えております。

管材については、今、確かに少し遅れぎみではありますが、メーカーのほうからは、納入については通常どおりできるだろうという報告は伺っております。以上でございます。

○永渕委員長

ほかに御質疑ありますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、第6号から第8号報告に関してはこれで終わります。上下水道局の職員は退室されて結構でございます。

◎執行部入れ替わり

○永渕委員長

入られたようですので、初めに、4月の人事異動に伴う課長級以上の職員紹介をお願いします。

なお、新任の方及び役職等の変更があった方のみ紹介していただければ結構でございます。それでは、お願いします。

◎職員紹介

○永渕委員長

ありがとうございました。付託議案の審査と関係ない職員は退室されて結構でございます。

◎関係職員以外退席

○永渕委員長

審査に入る前に、繰り返しになりますけど、ペーパーレス化の施行に伴い、注意していただきたい点を幾つか申し上げます。

まずは執行部におかれましては、議案について説明を初めるときや説明途中で資料が変わる際は、委員のタブレットの準備ができているのかの確認や説明のスピードなどの配慮をお願いしたいと思います。また、説明する際は、これまで同様、資料番号及び資料のページ番号をお示しく下さい。

それでは、建設部に関する議案の審査に入ります。第39号議案を審査しますので、執行部から議案の説明を求めます。

◎第39号議案 佐賀市営住宅条例の一部を改正する条例 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)



それでは、質疑もないようですので、次に進みます。

続きまして、第40号議案について執行部から説明を求めます。

◎第40号議案 佐賀市自転車駐車場条例の一部を改正する条例 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に進みます。

続きまして、第44号議案及び第45号議案を一括して審査します。執行部から議案の説明を求めます。

◎第44号議案 市道路線の廃止について 説明

◎第45号議案 市道路線の認定について 説明

○永渕委員長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないということですので、次に進みます。

続きまして、第35号議案について執行部から説明を求めます。

◎第35号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第2号) 説明

○永渕委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山口委員

3番の資料の21ページから23ページまでの間の道路新設改良費のことなんですけれども、先ほど御説明の際に、国からの補助金確定に伴いということ補正が生じたことで御説明がありました。確認なんです、国に対しての概算要求をする際に、それぞれの事業があるんですが、その事業単位でしか申請ができないのか。何を言いたいかというと、ほかのは全部減額補正になって、川副中央幹線だけが増額補正になっているわけですね。つまり、国の補正に伴ってとおっしゃいましたから、だから、その辺りがどうなのか。それと、何で川副中央幹線だけこれだけ増額になったのか。例えば概算要求する際に、執行部のほうで優先順位とかをつけられておった経過があるのか、その辺りいかがでしょうか。

○澤野道路整備課長

まず、1つ目の回答でございますが、川副中央幹線だけがなぜ増えているのかということでございますが、今回、増額の要因といたしまして、国が整備を行う川副インターチェンジの用地買収等の一部が進んで、市が先行して行う工事が可能となったことも含めて、

川副インターチェンジとの同時期の完成を目指しているものから、今回、補正額の増額になったと思われます。

もう一つの回答ですが、今回、必要な額を国に要望しておりますが、個別に見ていくとやはりばらつきがございまして、今後とも、ばらつきに関しましては、必要な額を国に要望していきたいと考えております。早く事業効果が出るように、路線への配分を工夫していきたいと考えております。以上です。

○山口委員

聞いていることと微妙に違うんですね。もう一回言いますよね。国へ概算要求する際には、その事業ごとに幾らの要望をしますという形でやらなければいけないんですかというのを聞いているんです。

それと、そのほかの事業に関して、川副中央幹線だけが増えているんですね。それだけ増額補正、あとは減額補正ですけど、増額補正になっているので、その理由は何ですかと。

○小池建設部副理事兼北部建設事務所長

国への補助金の要望につきましては、路線ごとに必要額を要望することになっております。社会資本整備総合交付金については、いろいろな事業ごとに枠がございまして、その中で多少の動きと申しますか、必要なほうにつけていいよという市の枠はありますけれども、基本的には路線ごとに必要額を要望しております。

川副中央幹線につきましては、私ども概算要望の中で最低必要額、これだけ必要なんですよという形でまず要望します。それと同時に最大執行可能額、もし予算がついたときにはどれほど工事ができますかということも県のほうから聞き取りがございまして、その中で用地買収の進み具合から、また、事業進捗が必要なところから最大これぐらいまでは工事ができますという形でも御要望させていただいております。今回、令和4年度に関しては、最大執行可能額で国のほうの配分がついたことから、私どもこの追加補正という形になっております。

○山口委員

今のでよく分かりました。それともう一点、23ページの佐賀コロニー跡地関連開発のことに関してなんですが、私、以前に、コロニー関連に関しまして、市道を何でうちが整備せんといかんとかというようなことをここで議論したことがあって、幾らかなとん、やっぱり県のほうからもらわんといかんじゃなかですかということをした記憶があります。それで、今、関連整備事業費、総額が幾らなのか。それで、今回1,700万円、県のほうからもらっているんですが、これで最後なのか。その辺りいかがですか。

○小池建設部副理事兼北部建設事務所長

総事業費についてはしばらくお待ちください。

今回、コロニー跡地関連整備事業につきましては、道路整備事業、水路整備事業をして

おります。水路整備事業につきましては県の事業関連ということで、当初より半分補助金をいただいております。今回、道路事業に関しましては、以前も指摘されたかと思えますけれども、道路事業の補助事業についても負担はないのかということで質問が以前あったかと思えますけれども、そのときは国の補助事業、水路整備事業は単独事業でございますので、半分当初よりつけておりました。道路整備事業に関しましては補助事業ということで、裏の部分は起債で、合併推進事業債で補填しておりましたけれども、今回、産業関連施設補助金ということで対応させていただくことになっております。この産業関連施設整備補助金に関しましては、本工事費及び道路の詳細設計、水路の詳細設計等には使えるんですけれども、用地補償、そういうものには使えないということになっております。

○姉川建設部長

この県の支出金でございますけど、工業団地等をするときに、直接本市がアクセスする場合は対象ではありませんでした。例えば県道から分岐して、県道の分を拡張しないといけないという場合には、県道分だけは県の補助金が出ていた。それを要綱を改正されて、今回こういったアクセス道路にも使えるよというような、県のほうの配慮で要綱を変更されて、今回、2分の1の補助がついたということでございます。

○小池建設部副理事兼北部建設事務所長

水路整備、道路整備合わせて約5億円でございます。

○山口委員

今、私が言っているのは、ここに名称を書いてある、開発関連道路整備事業ですよ。ですから、この道路整備事業自体が予算として幾ら上がっているのかということを知りたいんですが。

○小池建設部副理事兼北部建設事務所長

約4億円でございます。それは公民館の移転費等が非常に大きい部分がございます。それから、入り口にあります携帯電話の電波塔の補償費、そういったものが非常に大きなウェートを占めております。

○山口委員

ちょっとくどいようですが、1,700万円、県から出たわけじゃないですか。ですから、そういう補償費とかは抜きにして、当初、あのアクセス道路をこれぐらい予算かけて整備します。それに対して、もともとは県からは一銭も出ないということを当初は聞いていたんですけれども、1,700万円が県から今度入ってきたということなので、小池さん、北部建設事務所長の大体の頭の中でいいんですが、そのアクセス道路自体が大体幾らぐらいかかって、それに対して県からはこれぐらいの補助が来たというのが分かればですよ、具体的に細かいことじゃなくて結構なので、お分かりになれば教えていただきたいんですが。大体でいいですよ。

○小池建設部副理事兼北部建設事務所長

申し訳ないですけど、物すごく大ざっぱでいきますと、工事費で1億円ぐらいなのかなと思います。あと用地補償、特に大きいのが公民館の補償費、それから、鉄塔の補償でも1本で5,000万円とかかかっておりますので、大ざっぱでいくと工事費で1億円ぐらいなのかなと思います。

○山口委員

最後ですが、もう1,700万円出ましたけれども、これ以上はもう出ないんですかね、県のほうからは。

○小池建設部副理事兼北部建設事務所長

交付額の上限が1億円でございます。来年も工事費等がございますので、工事費に関しましては、補助金を除いた部分の2分の1はいただく予定にしております。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

○嘉村委員

先ほどの川副中央幹線ですけれども、今の話を聞くと、用地買収も整備も順調に進んでいるんだなということでありましたけれども、今後の見通しですね。

それともう一つ、あそこは農道でしたから、今後、いわゆるアクセス道として路盤も改良されるのかどうか、これも確認しておきたいと思います。

○澤野道路整備課長

今後の見通しについてでございますが、国からの正式な回答というのはあっておりません。国ともいろいろ協議しておりますが、先ほども言ったように、用地買収等も国のほうもほぼ順調にいつているのではないかとこのところございまして、私たちが想定しているものよりも若干早まる可能性があるなと思っております。そこで、前回勉強会でもしたんですけど、佐賀市として、目標として令和6年度ぐらいになるのではないかとこのところでございます。

もう一つの改良についてでございますが、川副中央幹線の部分については結構蛇行している部分がありまして、基本的には現道を軸に整備したいと考えております。現道については、若干は路盤の改良の予定があるかも分かりませんが、それよりも新設部分ですね。新設部分については、路盤等の改良が必要となっておりますので……

(発言する者あり)

申し訳ありません。路盤についての改良は全体的にするんですけれども、プラスですね——プラスといいますか、新設部分についてはさらに改良が必要というところがございます。申し訳ありません。

○嘉村委員

そしたら、今の話を受け止めると、今後の用地買収も順調に進むんだというふうな見通

しで、私たち受け止めていいですね。

○澤野道路整備課長

今のところ順調にしているということで、国からも打合せでは聞いておりますので…

…

○嘉村委員

私は、アクセス道に関わる用地買収のことを聞いているんですよ。だから、今、用地買収がきちんと進んできたから、計画どおり、それ以上に進んでいるか分かりませんが、道路のね、いわゆる工事費等もついてきていますけど、今後の見通しを聞いていますから、だから、あんまり用地買収のことは細かく聞きませんが、今後の見通しとしてどうなんですかと。それはちゃんと順調に進んでいますよという理解でいいですか。

○澤野道路整備課長

アクセス道路についても、ほぼ順調に進んでいると思っております。

○永渕委員長

ほかに御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑もないようですので、次に進みます。

続きまして、第4号、第5号、第9号報告について執行部から説明を求めます。

◎第4号報告 令和3年度佐賀市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について 説明

◎第5号報告 令和3年度佐賀市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について 説明

○永渕委員長

それでは、ただいまの説明について委員の皆様から御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。

先ほど4号、5号、9号までとお伝えしたんですけれども。では、9号お願いいたします。

◎第9号報告 専決処分の報告について 説明

○永渕委員長

それでは、単独でこの第9号報告について御質疑をお受けします。委員の皆さん、御質疑ありませんか。

○山口委員

ちょっと確認なんですけど、その道路びょうというのは、大体いつも車とかが踏んづけたりするわけなんですけれども、そんな簡単に破損したりするものですか。

○中村道路管理課長

この道路びょうは、基本的に道路の四つ角とかのセンターに位置して、通常乗っても割れないような高圧ガラス、プラスチックで製品ができております。ただ、この場所につき

ましては大型トラックが通る場所だったので、そのトラックで、もしかするとそれで割れたままになっていたのを、その次に来た人が、その割れた破片をタイヤで踏んだというふうに考えております。

○山口委員

確かにあそこは大型車がかなり通るところだと分かりますが、これはメーカー側に対しての責任というのは問えないのでしょうかね。

○中村道路管理課長

耐用年数も10年以上というふうに書いてあるんですけども、実際、道路のセンターにつけるといふふうになっておりますので、その基本を守っていれば、そういう事故は起きないというふうにメーカー側は考えているみたいなんですけれども、佐賀市におきましては、この点検をした結果、まだ割れている場所もございましたので、今後は道路びよう自体を設置するときには、設置するかどうかということを十分検討して対応しなければいけないというふうに思っています。または道路びようじゃなくて、ほかの安全対策を行っていきたいと思っております。

○山口委員

検討されたほうがいいと思います。せっかくだけやってやったのに、またということ。

それと、この概要を見ると、左側前方のタイヤに刺さりパンクさせたものということで、それに対する損害賠償額が7万円というのは、タイヤ1本7万円ですかという感じなんですけど、賠償額はどうやって決めているんですか。

○中村道路整備課長

車がフォルクスワーゲンという少し高級な車であったため、そういった金額になっているというふうに思っています。

○永渕委員長

ほかに、この9号報告に対して御質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御質疑もないようですので、この9号報告に関して、これで終わります。

建設部の職員は退室されて結構でございます。委員の皆様はこのままお待ちください。

◎執行部退室

○永渕委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して、現地視察の御希望はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。ということで、現地視察はないということでございます。

時間が非常に迫って、お昼前で大変恐縮なんですけど、よければ研究会をこのまま続けさせていただいたら——休憩は取ります。取った後に、そのまま続けさせていただきたい

と。10分ほど休憩を取った後、このまま研究会よろしいでしょうか。

(「執行部はよかと」と呼ぶ者あり)

はい、そうしています。

(「3本とも」と呼ぶ者あり)

3本やらせていただければと思いますが、10分休憩後に研究会という形でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

申し訳ございません。それでは、10分休憩後に研究会をスタートいたします。

令和 年 月 日

建設環境委員長 永 淵 史 孝